

三股町下水道事業経営戦略

【公共下水道編】

令和 7 年度～令和 16 年度



- 目次 -

1章 下水道事業経営戦略【公共下水道編】の策定 -----	1
1-1 下水道事業経営戦略【公共下水道編】の目的 -----	2
1-2 計画の位置付けと計画期間 -----	3
2章 公共下水道事業の概況-----	4
2-1 公共下水道事業の概況 -----	5
3章 公共下水道事業の現状と課題 -----	9
3-1 公共下水道事業の現況と課題-----	10
3-2 課題の整理-----	20
4章 経営の基本方針 -----	21
5章 今後の施策と具体的な取り組み -----	23
5-1 下水道の接続促進による収入の確保 -----	24
5-2 経営基盤の強化 -----	25
5-3 適切な改築・更新 -----	27
6章 投資・財政計画（収支計画） -----	28
6-1 投資・財源の試算条件-----	29
6-2 収益的収支の見通し -----	30
6-3 資本的収支の見通し -----	32
6-4 重要業績指標（KPI） -----	33
7章 進捗管理-----	34
7-1 基本方針-----	35
7-2 モニタリング手法-----	35
7-3 経費回収率向上のためのロードマップ-----	37
8章 参考資料-----	39
8-1 総務省様式 -----	40
8-2 用語集-----	48

第1章

下水道事業経営戦略の策定【公共下水道編】

1-1 下水道事業経営戦略【公共下水道編】の目的

1-2 計画の位置付けと計画期間

1-1 下水道事業経営戦略【公共下水道編】の目的

下水道事業（以降、「下水道事業」は公共下水道事業及び農業集落排水事業を指しています）は公営企業として、下水道使用料収入をもって経営を行う経費の負担原則を基本としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たすことで、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を推進していく必要があります。

本町の下水道事業は、透明性のある事業運営を行うため、令和 6 年 4 月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。

公共下水道事業では、令和 5 年度末時点で事業開始から 20 年が経過し、主に下水処理場における機械・電気設備が更新時期を迎えつつあり、随時長寿命化を図っていく必要がある見通しとなっています。また、下水道区域の整備拡大により下水道利用者は増加しますが、町内の人口が減少するため下水道使用料収入の伸びは緩やかとなります。このような事業環境において、事業経営は厳しさを増していくと予想されます。

本町では、平成 28 年度に経営の基本計画である「三股公共下水道事業経営戦略」を策定していますが、策定から期間が経過していることや、近年の事業環境の変化を踏まえ、今後の経営方針を示すため、下水道事業経営戦略【公共下水道編】の見直しを行うものです。

1-2 計画の位置付けと対象期間

(1) 経営戦略の位置付け

本町では、町の上位計画（第 6 次三股町総合計画等）をもとに、基本計画（下水道全体計画）を、さらに個別計画（下水道事業計画、広域化・共同化計画）を策定し、事業を実施してきました。

本計画は、町の上位計画を基本とし、基本計画、個別計画及び国の様々な要請をもとに、今後の事業運営や計画に関する課題を解消するための施策や今後の方向性を示すための計画と位置付けました。

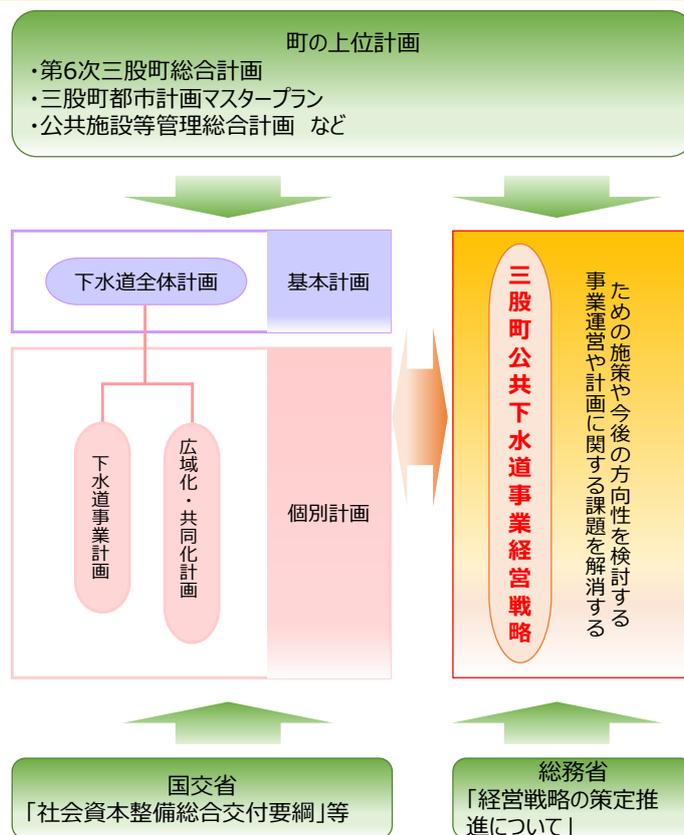


図 1 経営計画と関連計画等の関連性

下水道全体計画

定められた区域を対象にした、将来的な下水道施設の規模・配置計画です。概ね 20～30 年程度の将来の人口動態の見通しに基づき、発生する汚水量(計画汚水量)を想定することで、下水道管路施設の規模・配置計画を行います。

下水道事業計画

下水道全体計画の内、5～7 年程度で整備を実施する区域を定める計画です。

広域化・共同化計画

より一層の効率的な事業運営として県下の近隣市町村と連携を図ることで、持続可能で効率的な運営管理を目指す計画です。

(2) 計画期間

経営戦略の計画期間は**今後 10 年間（令和 7 年度～令和 16 年度）**とします。

第2章

公共下水道事業の概況

2-1 公共下水道事業の概況

2-1 公共下水道事業の概況

(1) 公共下水道事業の概要

1) 計画概要

本町の下水道事業は、市街化区域を中心とした公共下水道事業と農業集落区域を対象とした農業集落排水事業の2事業で構成されています。現在の計画区域は図2に示すとおりです。

本経営戦略の対象となっている公共下水道事業は現在約498.9haとなっています。隣接する農業集落排水事業の梶山地区(約46.0ha)は令和10年度以降に公共下水道に編入する計画となっているため、最終的には約544.9haが公共下水道区域となります。

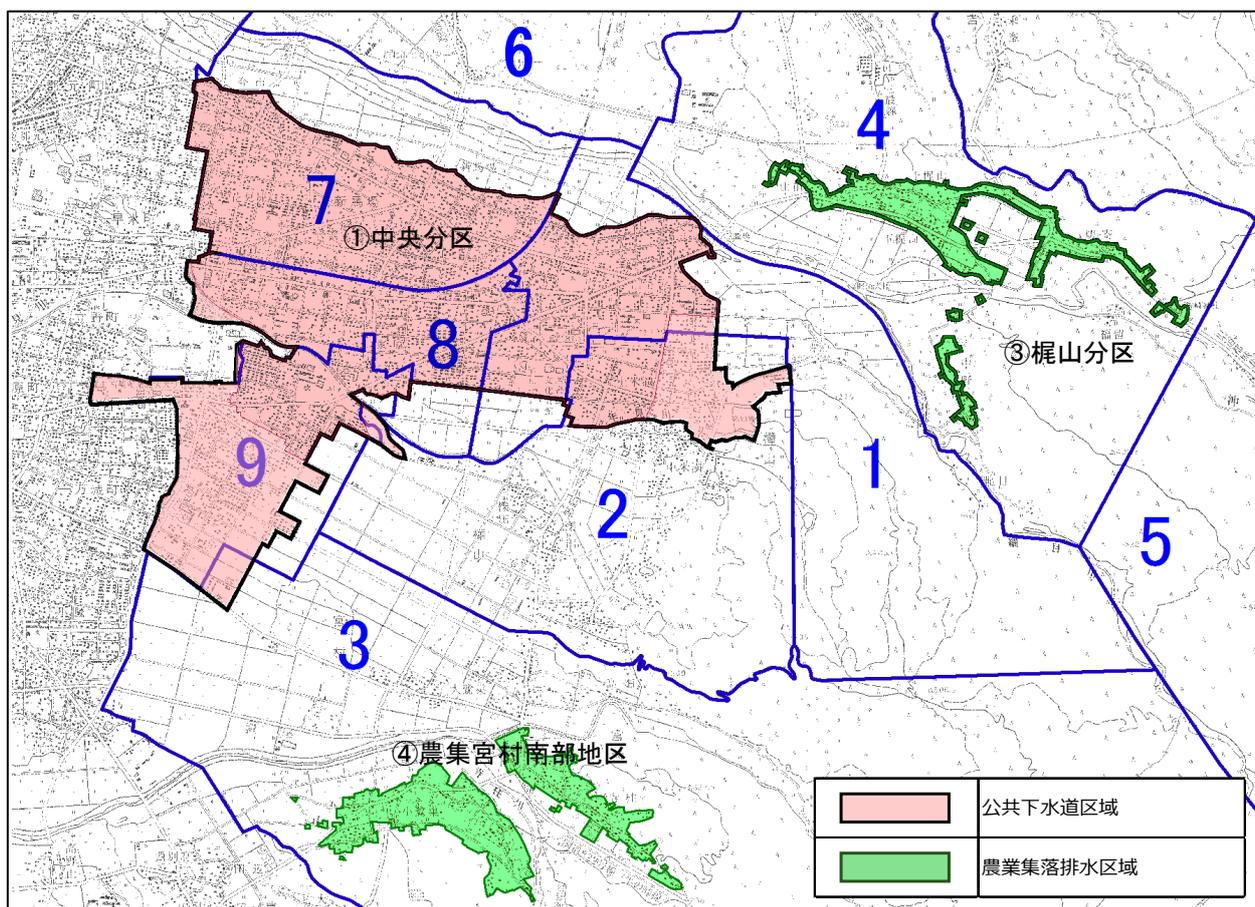


図2 三股町 下水道全体計画一般図

2) 施設の状況

平成 16 年度に供用を開始し、令和 5 年度末時点で 20 年が経過しており、378 ha の整備を実施し処理区域内人口は 13,030 人となっています。処理区域内人口密度は、34.5 人 / ha です。処理区域内で発生した汚水は三股中央浄化センターへ集め、下水処理を行っています。

また、「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画」に基づき、農業集落排水・し尿処理施設の公共下水道への統廃合を進める予定となっています。

表 1 施設の状況（公共下水道事業）

項 目	内 容
供用開始年度 (供用開始後年)	平成16年度（供用開始後20年）
法適（全部適用・一部適用） または非適の区分	法適用
処理区域内人口密度	34.5 人/ha （13,030人÷378ha）
処理区数	1 処理区
処理場数	1 処理場（三股中央浄化センター）
広域化・共同化・最適化 実施状況	移動脱水車による共同汚泥脱水、集中監視制御及び水質検査の共同化を行ってきた。また、「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画」に基づき、農業集落排水・し尿処理施設の公共下水道への統廃合を進める予定となっている。

出典：決算統計（令和5年度）※処理区域内人口密度は記載の数値より計算

本町の下水道管渠の布設延長は 84km となっており、近年では順次、汚水管渠整備を行うことで管渠布設延長は毎年 2～4km 程度増加しています。

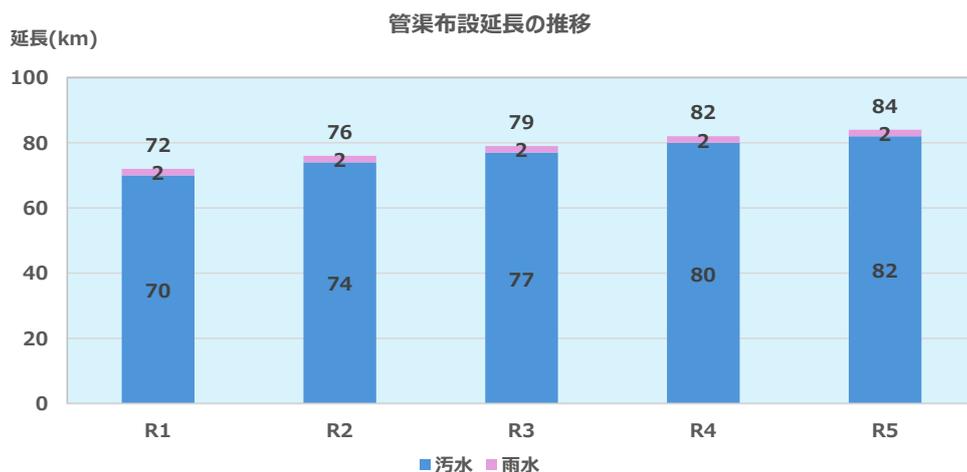


図 3 管渠布設延長の推移（公共下水道事業） ※出典：決算統計

また、処理区域内人口は、整備が進むことで増加しており、令和 5 年度で 13,030 人となっています。進捗率は 88.5%となっており、概成を目指しています。水洗化率は 59.9%となっており、下水道区域内における下水道接続の促進が必要な状況です。

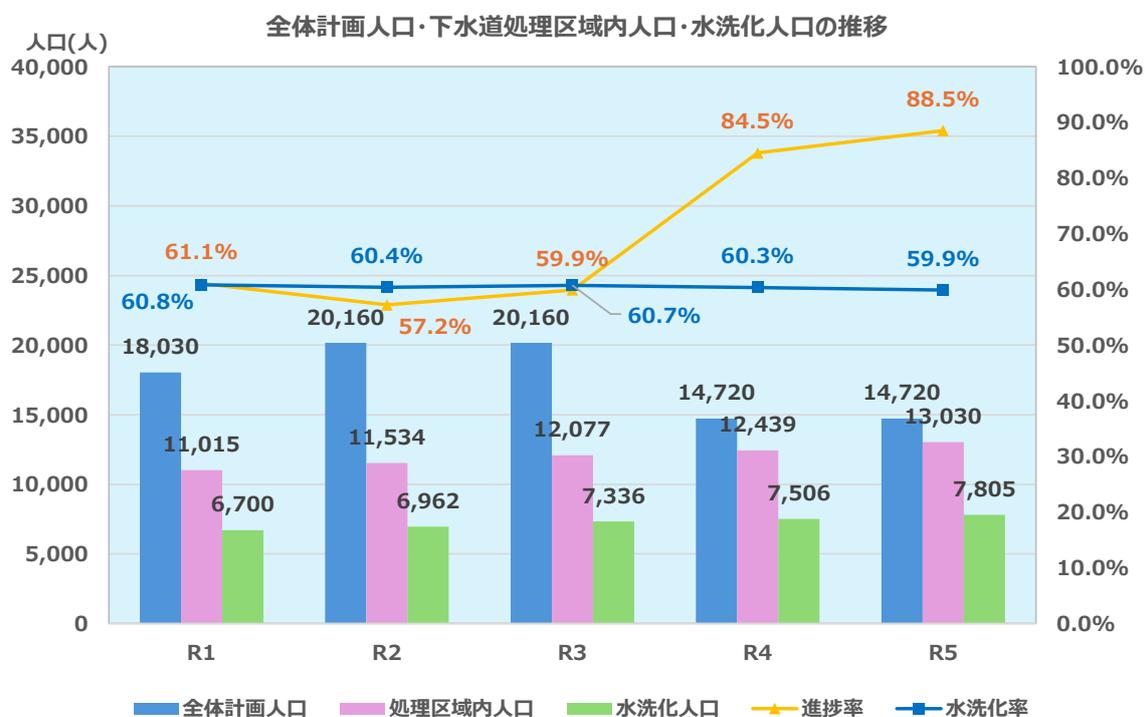
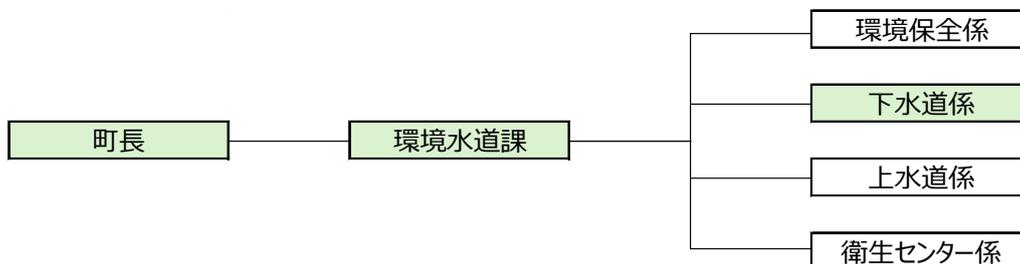


図 4 行政区域内人口・下水道処理区域内人口の推移（公共下水道事業）※出典：決算統計

(3) 執行体制

1) 組織体制

令和 6 年度の本事業に関する組織体制は図 5 のとおりです。



※R6以降は着色箇所が対象となる。ただし、環境水道課は課長が対象となる（兼務であるため）。

図 5 下水道事業の執行体制

2) 職員数の推移

本事業に携わる職員数は図 6 のとおりです。現在では 4 名体制（損益勘定職員：0 名、資本勘定職員：4 名）で運営しています。

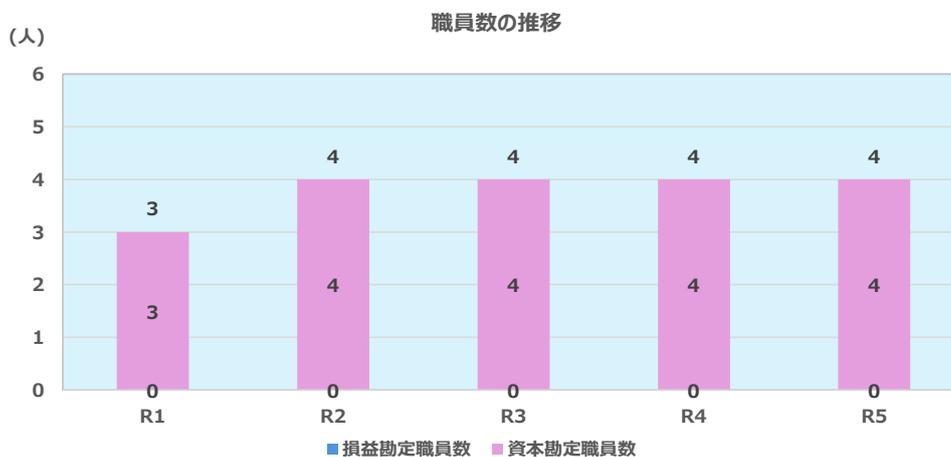


図 6 公共下水道事業の職員数の推移 ※出典：決算統計

第3章

公共下水道事業の現状と課題

3-1 公共下水道事業の現状と課題

3-2 課題の整理

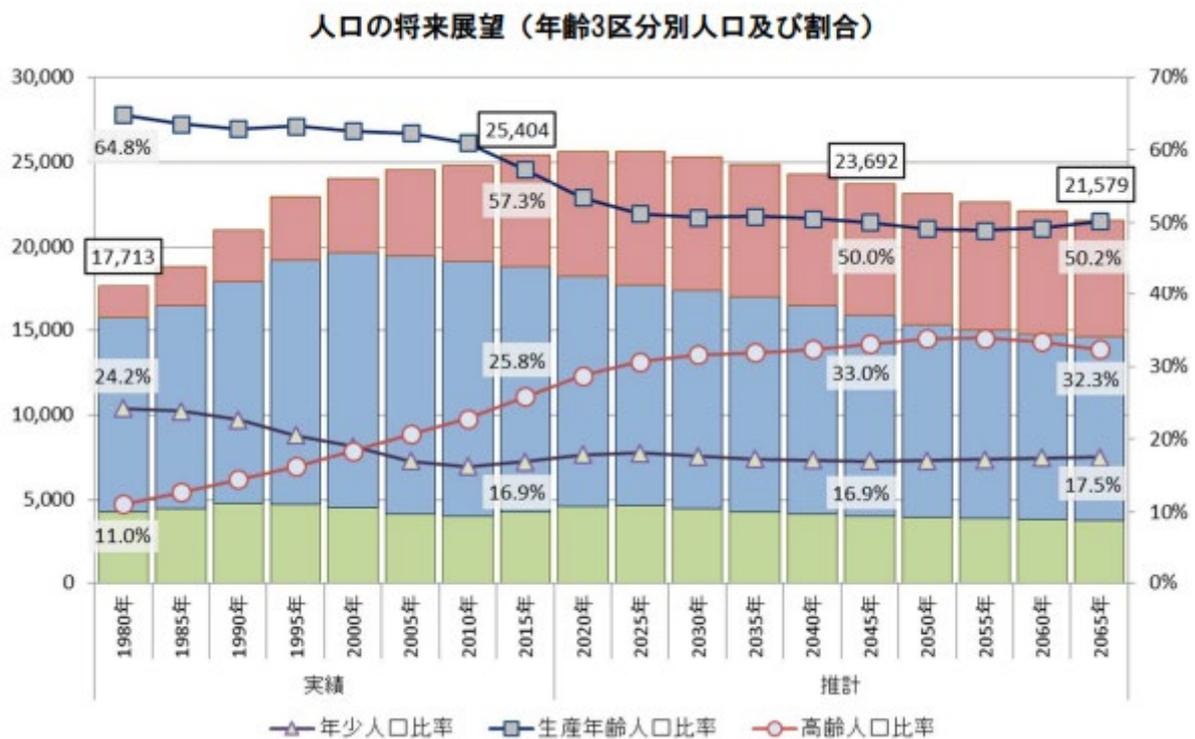
3-1. 公共下水道事業の現状と課題

(1) 事業環境

1) 将来の行政人口

「第2期 三股町 まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）」では図7に示すとおり人口の将来展望を予測しております。この予測は複数の予測シナリオの中でも、各種施策の方向性等を考慮しているシナリオ（人口減少を最小限に抑制するシナリオ）となっておりますが、行政人口は減少する見通しとなっております。

公共下水道事業では、今後も新規整備を進めるとともに整備済み区域では下水道への接続の促進を進めていく予定となっております。しかし、町内の人口減少により、水洗化人口及び使用料収入の増加が鈍化する可能性があり、長期的には減少傾向となっていくものと予想されます。



出典：「第2期 三股町 まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）」

図7 将来人口の見通し

2) 有収水量の推移

公共下水道事業の有収水量は、下水道使用料収入へ大きな影響を及ぼします。図8のとおり、有収水量は近年増加しており、有収率（年間汚水処理水量における年間有収水量の割合）は100%程度で推移しており良好です。今後も整備の進捗、整備済み区域内の下水道接続により有収水量は増加する傾向になると予想されますが、行政人口減少に伴い、伸びが鈍化すると予想されます。

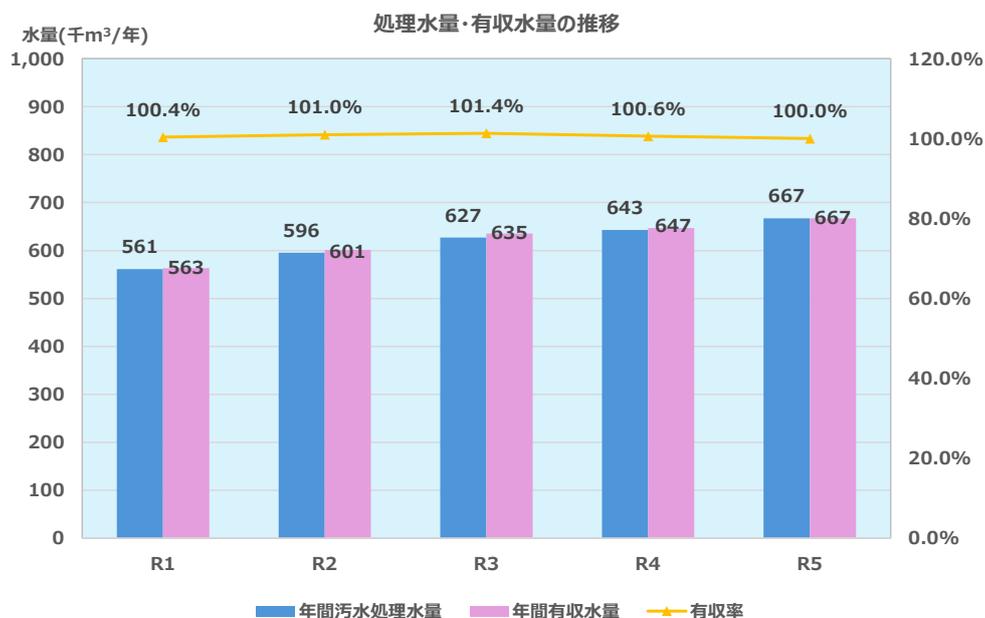


図8 年間有収水量の推移 ※出典：決算統計（公共下水道事業）

3) 下水道使用料

① 下水道使用料体系

公共下水道事業の使用料体系は、排除汚水量に応じて支払額が変動する「従量料金制」を採用しています（表2）。1m³あたりの使用料は使用水量が多いほど大きくなる逓増制となっています。現状、農業集落排水事業の使用料体系と異なる使用料体系となっています。

表2 下水道使用料単価（公共下水道事業）

種別	区分	汚水量	金額
一般汚水	基本料金（1か月につき）	-	1,000 円
	従量料金 （1m ³ の額）	9m ³ 未満の分	50 円
		9m ³ 以上、21m ³ 未満の分	140 円
		21m ³ 以上、51m ³ 未満の分	180 円
		51m ³ 以上	230 円

出典：「三股町公共下水道条例」より

②下水道使用料収入

図 9 に使用料収入の状況を示します。有収水量が増加傾向にあるため、使用料収入についても同じく増加傾向となっていますが、増加は緩やかとなっています。今後の使用料収入は将来の整備進捗により当面は増加し、長期的には人口減少により減少傾向に転じると予想されます。

使用料単価については令和 5 年度の実績で 188.1 円/m³となっています。



図 9 使用料収入の状況（公共下水道事業） ※出典：決算統計

③ 条例上・実質使用料の状況

過年度における 20m³あたりの条例上の使用料（一般家庭における 20m³あたりの使用料）と 20m³あたりの実質的な使用料（下水道使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20m³を乗じたもので、家庭用のみでなく業務用も含む。）の推移を図 10 及び図 11 に示します。

総務省の通知では、最低限行うべき企業努力として使用料単価 3,000 円/20m³（税抜）を基準としていますが、本町の令和 5 年度における条例上の使用料単価は 3,080 円/20m³（税抜）、実質的な使用料単価は 3,762 円/20m³（税抜）で、ともに 3,000 円/20m³を超えている状況です。

しかしながら収支不足が生じ、一般会計繰入金（一般会計から補助金として補填する財源）で補填している状況です。

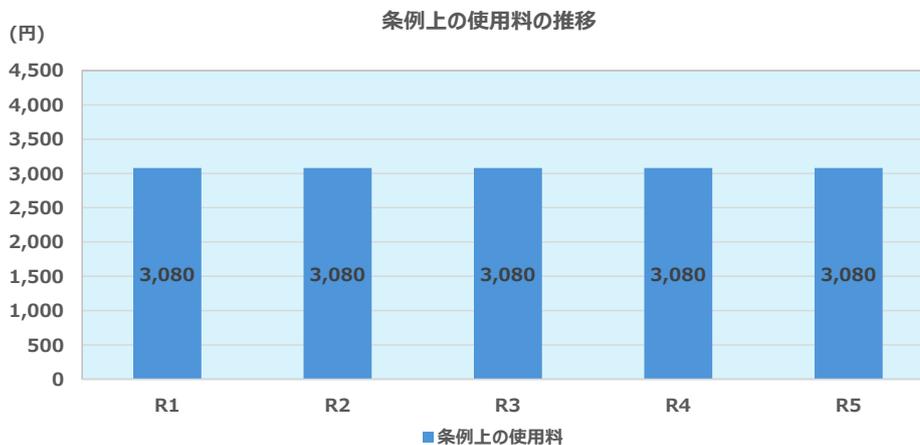


図 10 条例上の使用料の推移（公共下水道事業） ※出典：決算統計



図 11 実質的な使用料の推移（公共下水道事業） ※出典：決算統計

4) 物価上昇等

近年では、物価上昇が顕著であり、表3のとおり、令和4年度～令和5年度にかけ、特に物価上昇率は大きくなっています。

下水道事業では、人件費、動力費及び通信等に係る維持管理費が物価上昇率に大きく影響を受け、経営を圧迫する要因となることが想定されます。

表3 物価上昇等の上昇率過年度推移（令和6年10月時点）

年度	項目	消費者物価指数						人事院 勧告 (%)	
		全国		九州地方		小都市B・町村			
		R2年度基準	前年度比	R2年度基準	前年度比	R2年度基準	前年度比		
		年度平均	前年度比	年度平均	前年度比	年度平均	前年度比		
2018年	H30	99.6	0.7	99.3	0.7	99.6	0.9	0.5	
2019年	R01	100.1	0.5	100.0	0.6	100.2	0.6	0.4	
基準年度	2020年	R02	99.9	△0.2	99.9	0.0	99.9	△0.3	△0.3
	2021年	R03	100.0	0.1	99.8	△0.2	100.3	0.4	△0.9
	2022年	R04	103.2	3.2	102.7	2.9	103.5	3.3	0.8
	2023年	R05	106.3	3.0	105.7	2.9	106.7	3.1	1.6
暫定値	2024年	R06	108.1	2.7	107.9	2.2	108.9	2.2	3.4
	直近5年度平均		101.9	1.3	101.6	1.2	102.1	1.4	0.3
	直近3年度平均		103.2	2.1	102.7	1.9	103.5	2.3	0.5
	R03年度以前直近3年度平均		100.0	0.1	99.9	0.1	100.1	0.2	△0.3
	2025～2034年度 採用値			前年度比		1.3		1.3	
	2035年度以降採用値			前年度比		0.1		0.1	

出典）消費者物価指数：2020年基準の全国総合消費者物価指数の年度平均値

[https://www.e-stat.go.jp/stat-](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200573&tstat=000001150147&cycle=0&tclass1=000001150151&tclass2=000001150161&tclass3val=0)

[search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200573&tstat=000001150147&cycle=0&tclass1=000001150151&tclass2=000001150161&tclass3val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200573&tstat=000001150147&cycle=0&tclass1=000001150151&tclass2=000001150161&tclass3val=0)

出典）人事院勧告：

<https://www.jinji.go.jp/kyuuyo/index.html>

(2) 組織・人員

令和5年度の職員数は「2-1.公共下水道事業の概況」で示したとおり4名体制となっています。これは、類似規模団体（本町と同規模の団体）と比較しても少人数で運営している状況です（図12）。専門性を考慮した人員配置や上下水道間の連携等により、効率化を図る必要があります。

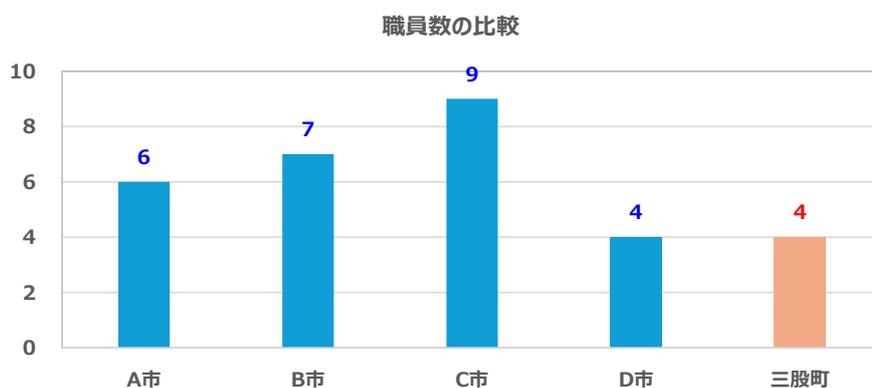


図12 職員数の比較（公共下水道事業） ※出典：公営企業年鑑（令和4年度・法非適用）

注）三股町公共下水道事業は令和6年度現在、法適用していますが比較可能な直近データの令和4年度時点では法非適用

(3) 施設

令和5年度末で公共下水道事業は、面積の進捗率で75.8%（全体計画面積 499 ha に対し、378 ha の整備）、整備人口の進捗率で88.5%（全体計画 14,720 人に対し、整備人口は 13,030 人）となっています。整備人口の進捗率が面積の進捗率より高いことは、人口密度が高い区域については整備が進んでいる状況を意味しています。

しかし、図14に示すとおり水洗化率は令和4年度で60.3%（令和5年度は59.9%）と類似団体[※]と比べ同程度ではありますが、全国平均・県内平均に対しては低い状況となっています。このため、水洗化率の向上に取り組む必要があります。

※) 類似団体は事業種別、事業規模、供用開始年等が同程度となる全国の自治体を対象としています

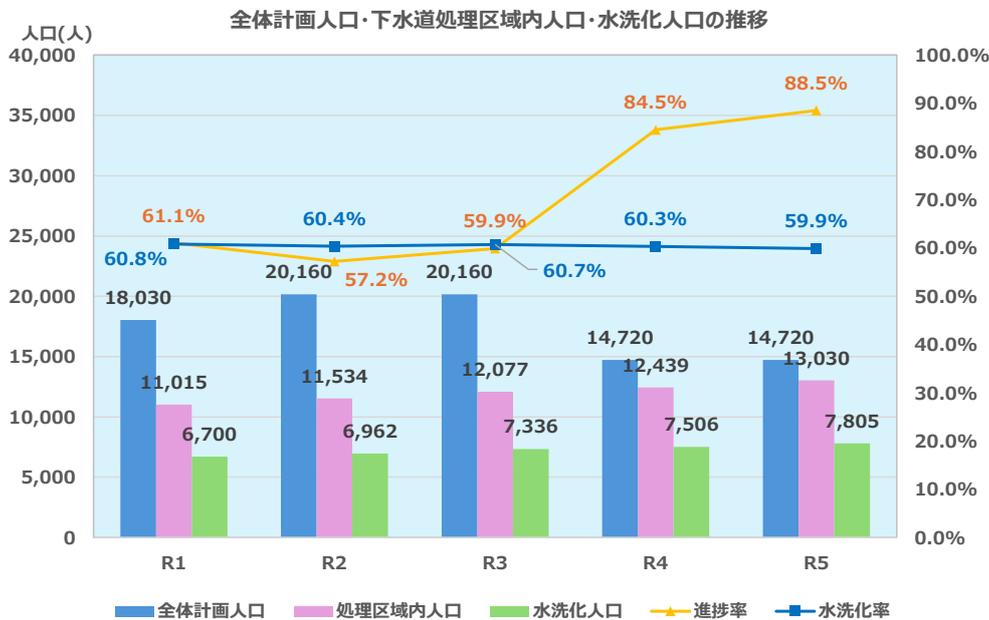


図13 行政区域内人口・下水道処理区域内人口の推移（公共下水道事業）【再掲】

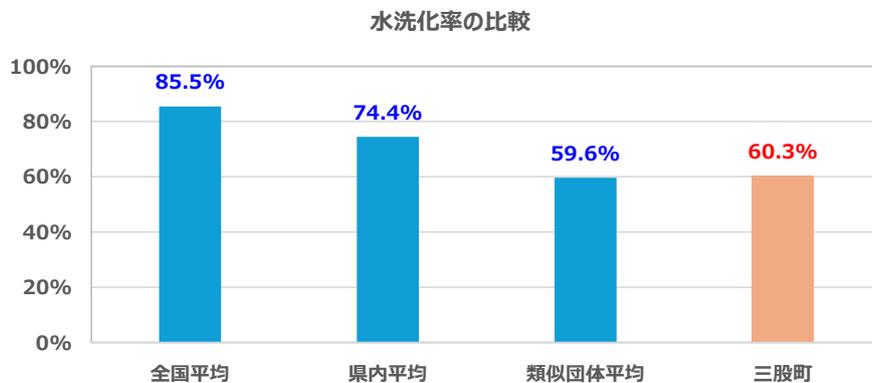


図14 水洗化率の比較（公共下水道事業） ※出典：公営企業年鑑（令和4年度・法非適用）

注) 三股町公共下水道事業は令和6年度現在、法適用していますが比較可能な直近データの令和4年度時点では法非適用

(4) 財務

1) 企業債償還費

公共下水道事業の建設改良費の財源として企業債を借り入れています。

令和5年度末までの地方債の償還実績は図15のとおりです。公共下水道事業では直近の元利償還費が最も多いことや、この先も新規整備や処理場施設の更新事業等の事業実施にあたり新たに企業債を借り入れることが想定されることから、これからも企業債償還費は増加し続けると予想されます。このため、将来にわたり、企業債償還費の急激な増大を防ぐため、事業費を平準化し、計画的に借り入れを行う必要があります。

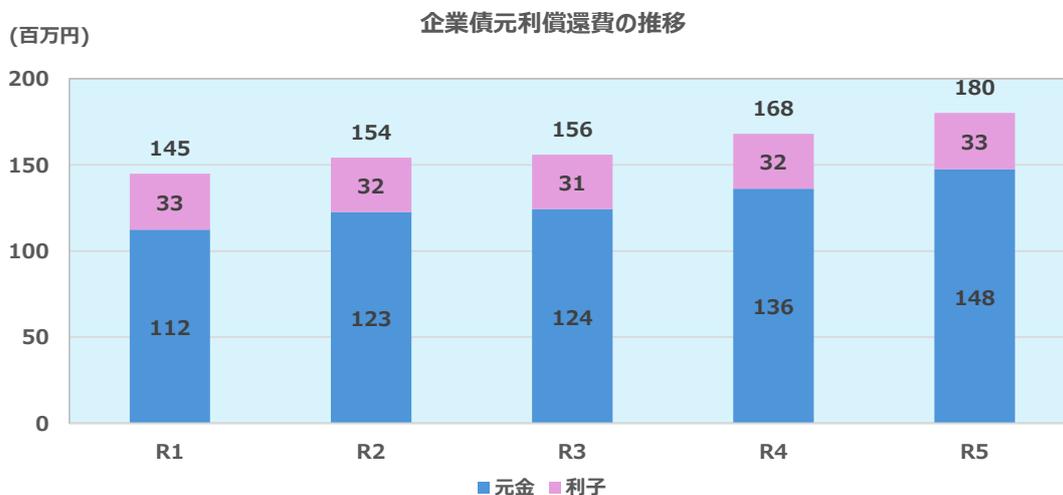


図15 企業債償還費の推移（公共下水道事業） ※出典：決算統計

2) 一般会計繰入金

過年度の一般会計繰入金の推移は図 16 のとおりです。令和5年度は、基準内繰入金 115 百万円、基準外繰入金は 68 百万円で合計 183 百万円を一般会計から繰り入れており、繰入総額の 37%が基準外繰入金となっています。基準外繰入金に依存しない、自立性のある事業継続を目指す必要があります。

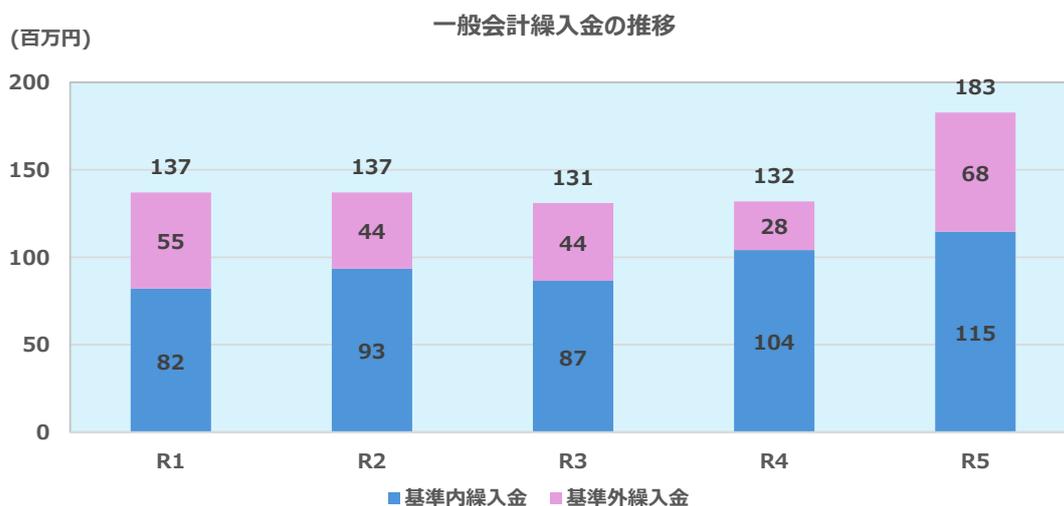


図 16 一般会計繰入金の推移（公共下水道事業） ※出典：決算統計

3) 経費回収率の推移

下水道事業は、経費の負担区分を踏まえ、汚水処理全てを使用料によって賄うことが基本原則とされていることから、経費回収率（「使用料収入÷汚水処理費×100(%)」で示される指標）が100%を下回っている場合、経費の抑制や、使用料の適正化を図ることにより、経費回収率の向上に取り組む必要があります。本町の経費回収率は、図17のとおり令和5年度で92.4%であり、100%に満たない状況です。

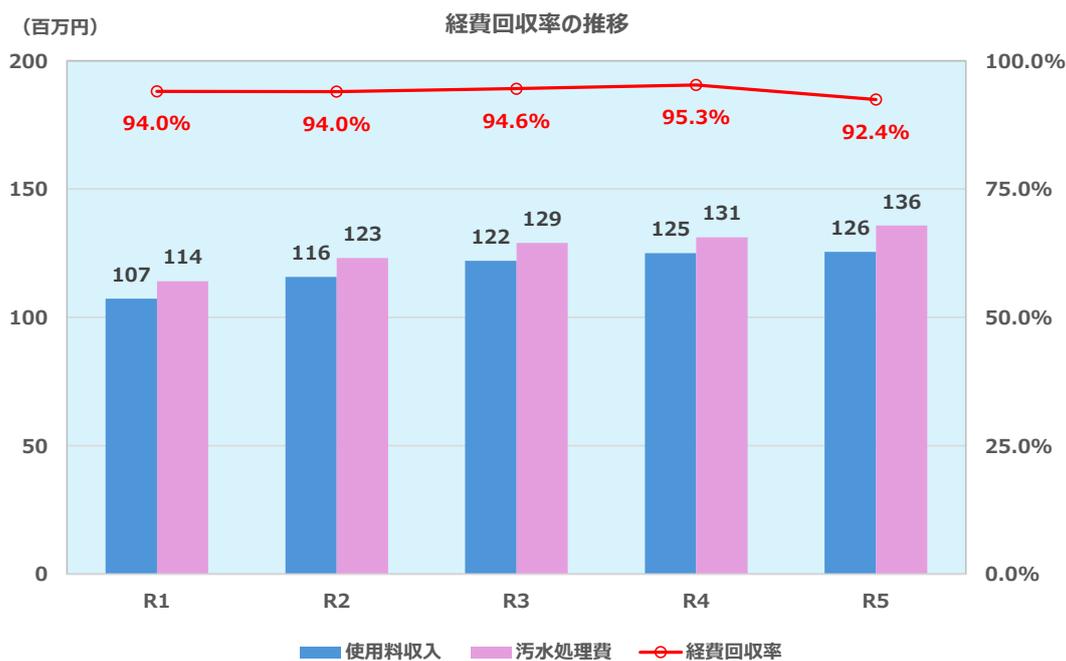


図17 経費回収率の推移 ※出典：決算統計（経費回収率は計算値）

3-2. 課題の整理

3-1.で示した各課題について、事業環境、組織・人員、施設、財務の観点で、改めて以下に示すとおり整理を行いました。

事業環境に関する課題

- 将来人口は減少する見通しとなっており、これにより有収水量・使用料収入の伸びは鈍化していくと予想されます
- 物価上昇や賃金上昇の影響で、人件費、動力費及び通信等に係る維持管理費の増加が予想されます

組織・人員に関する課題

- 職員数は近年増加しておらず、県下の類似規模団体と比べても少ない人数で運営しています
- 専門性を考慮した人員配置や上下水道間の連携等により、効率化を図る必要があります

施設に関する課題

- 継続的な新規整備の実施や水洗化の促進が必要な状況です

財務に関する課題

- 下水道整備に向けて、計画的な企業債借り入れが必要です
- 一般会計繰入金のうち、基準外繰入金の割合を下げる必要があります
- 経費回収率は100%を下回っており、使用料収入で汚水処理費をまかなえていない状況です

第4章

経営の基本方針

経営の基本方針

1. 下水道の接続促進による収入の確保

下水道の施設整備や、事業運営に係る維持管理費が増大している中、財源の確保は必須となります。その中でも、下水道使用料収入は事業の根幹となる財源です。

しかしながら、下水道使用料収入は伸び悩んでおり、これは水洗化率の低さ（令和5年度で59.9%）が要因と言えます。このため、広報活動等による周知により確実な収入確保に努めます。

2. 経営基盤の強化

これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率化を図りつつ、将来的には包括的民間委託等により更なる効率化を検討し、徹底したコスト削減に努めていきます。また、広域化・共同化計画で位置づけられている施設の統廃合を実施することで、スケールメリットを生かした維持管理を行い、維持管理費の縮減に努めます。また、国庫補助金や企業債の的確な調達や一般会計との負担区分の適正化を図ります。

さらに、今後はW-PPP（ウォーターPPP）による補助事業の活用等も考慮する必要があります。

3. 適切な改築・更新

処理場施設は供用開始後20年が経過し、機械・電気設備は更新の時期を迎えています。設備の不具合発生によるリスク回避を前提とし、事業費の平準化を行いつつ、適切な改築・更新を実施します。

5章

今後の施策と具体的な取り組み

5-1 下水道の接続促進による収入の確保

5-2 経営基盤の強化

5-3 適切な改築・更新

5-1. 下水道の接続促進による収入の確保

(1) 接続促進による下水道使用料の確保

既計画の「三股町公共下水道事業経営戦略（平成 28 年度～令和 7 年度）」以降、本町では公共下水道施設の整備を進めることで、処理区域内人口は大きく増加してきております（図 18）。これにより、使用料収入が増加してきております。（図 19）

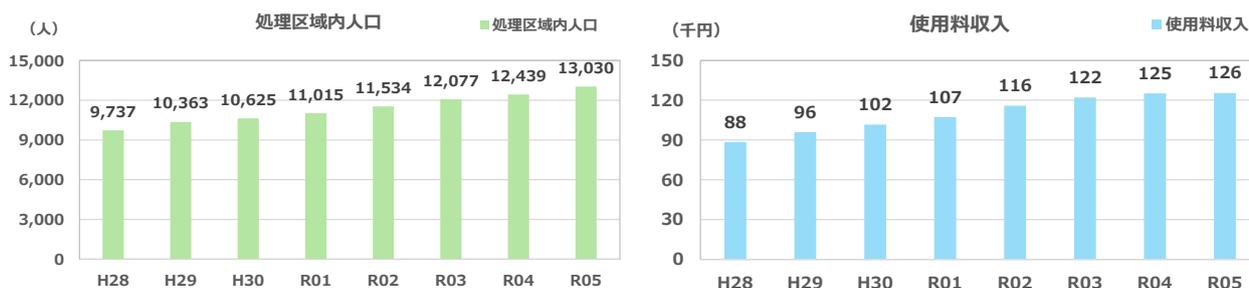


図 18 平成 28 年度以降の処理区域内人口の推移 図 19 平成 28 年度以降の使用料収入の推移

しかし、水洗化率は令和 5 年度で 59.9%と低い現状を踏まえ、今後も水洗化率向上のための個別相談会や広報等を徹底し、下水道の周知を図るとともに、使用料の滞納整理を強化することで水洗化率の向上、使用料収入の確保に取り組みます。

取組により水洗化率の向上を見込んだ、使用料収入予測を図 20 に示します。取組施策により、使用料収入は増加し、使用料収入の確保につながります。なお、令和 10 年度の使用料収入の増加は梶山地区の編入によるものです。

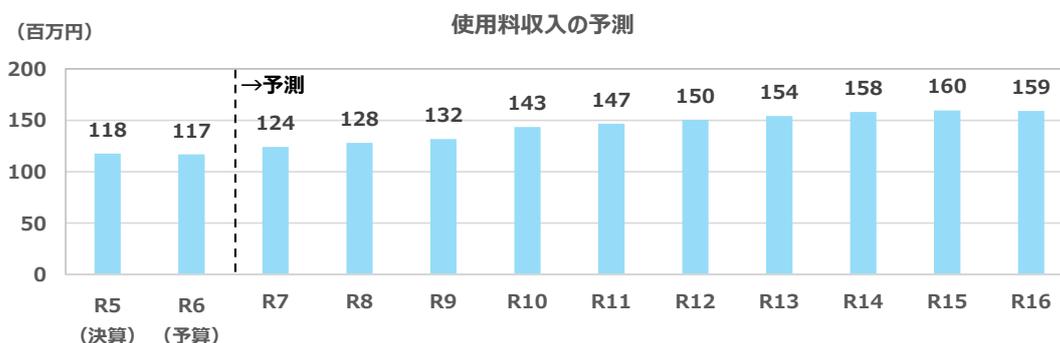


図 20 使用料収入の将来予測

5-2. 経営基盤の強化

(1) 県の広域化・共同化計画への参加

本町のある宮崎県では、施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の低下、職員数の減少による執行体制の脆弱化等に対し、より一層の効率的な事業運営として県下の近隣市町村と連携を図ることで、持続可能で効率的な運営管理を目指す計画として、「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画（令和5年1月）」を策定しています。

三股町もこの計画に参加し、効率的な事業運営のため、次の施策について検討・実施を進めています。現状、農業集落排水事業（梶山地区）の公共下水道事業への編入は令和7年度に事業計画、令和8年度に実施設計、令和9年度に工事を行い、令和10年度から公共下水道事業への編入を予定しています。

- 農業集落排水施設（梶山地区）の公共下水道への編入
- し尿処理施設と公共下水道の統廃合

表4 今後の取組

番号	広域化に関わる市町村	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール（年度）						
				～2022 ～R4	短期（～5年間）		中期（～10年間）		長期（～30年間）	
					2023 R5	2027 R9	2028 R10	2032 R14	2033 R15	2052 R34
19	三股町	農業集落排水と公共下水道との統廃合	農業集落排水施設（梶山地区） → 三股中央浄化センター		統廃合の可能性検討					
20		し尿処理施設と公共下水道との統廃合	三股町衛生センター → 三股中央浄化センター	事業着手 (2025年供用予定)						

※出典：「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画（令和5年1月）」より三股町分のみ加工して抜粋

施設の統廃合のイメージ（左のイメージ図は公共下水道事業どうしの統廃合ですが、本町では公共下水道事業と農業集落排水事業の統廃合）

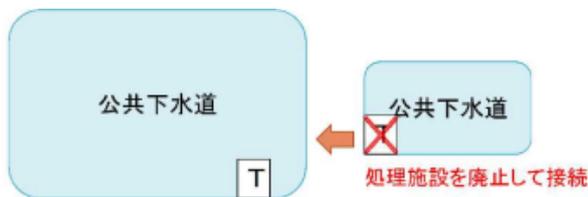


図11 （参考）下水処理施設と下水処理施設の場合



図12 （参考）下水処理施設とし尿処理施設の場合

※出典：「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画（令和5年1月）」より抜粋

(2) 官民連携（PPP/PFI）手法の導入検討

コスト縮減や組織体制の強化のため、官民連携（PPP/PFI）手法の検討を進めていきます。本町では、官民連携（PPP/PFI）手法の中でも、段階的なコンセッション段階に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）として W-PPP（ウォーターPPP）の導入拡大について検討を進める予定としています。

当該手法の導入により、効率化を図り、維持管理費（人件費含む）や建設費（施設整備費用等）を抑制できる可能性があります。また、少ない人員で事業運営をしている中で、人員の適性化を図り、職員負担の軽減や緊急時の対応力を向上させられる可能性もあります。

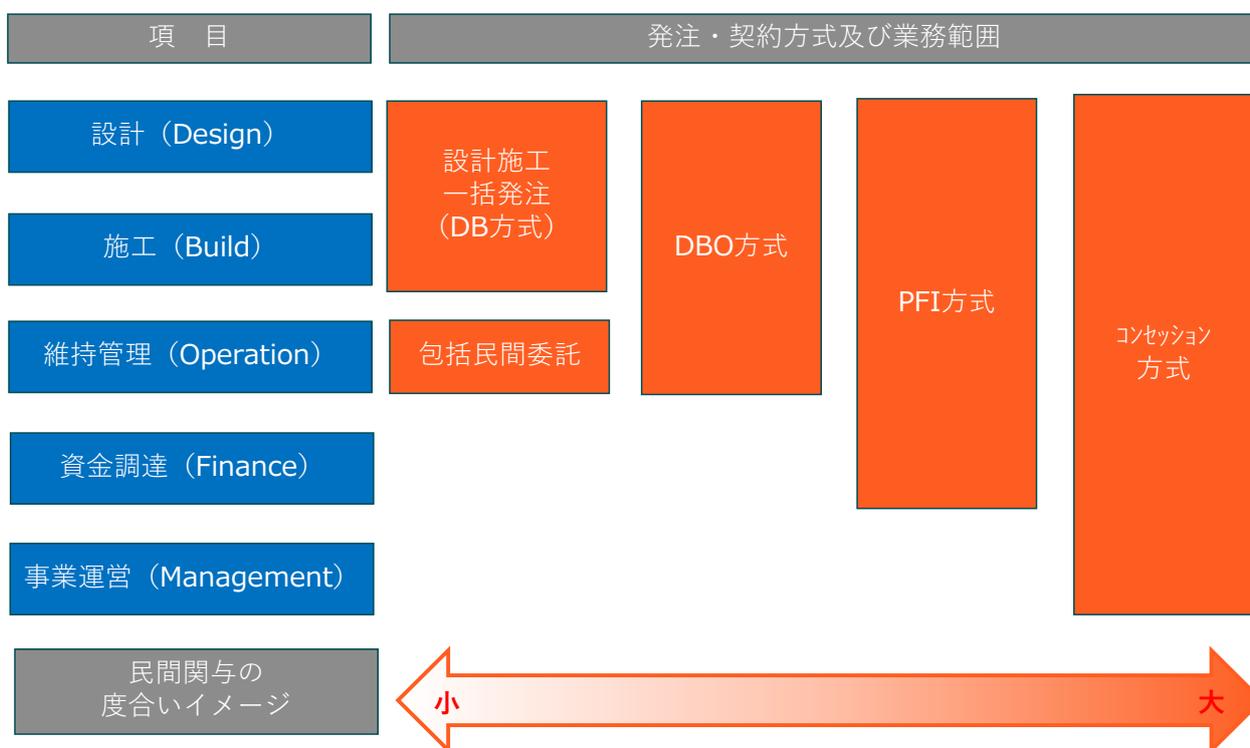


図 21 官民連携（PPP/PFI）手法のイメージ

5-3. 適切な改築・更新

(1) 老朽化施設の対策

平成 16 年度の供用開始から令和 6 年度現在までに 20 年が経過しています。管路施設は、最も古いものでも、標準耐用年数（50 年）に対し、40%しか経過していません。

一方で、処理場の機械・電気設備については、機器によりますが標準耐用年数は概ね 15～35 年程度であるため、改築・更新時期を迎えている設備もあります。このため、処理場施設の改築・更新計画を作成し、随時更新を行っていくことが必要となります。

改築・更新計画については、施設の重要度と緊急度に応じた対策の優先順位の設定や投資の平準化といった「ストックマネジメント」の考え方にに基づき、効率的・効果的な「ストックマネジメント計画」の見直しを行います。

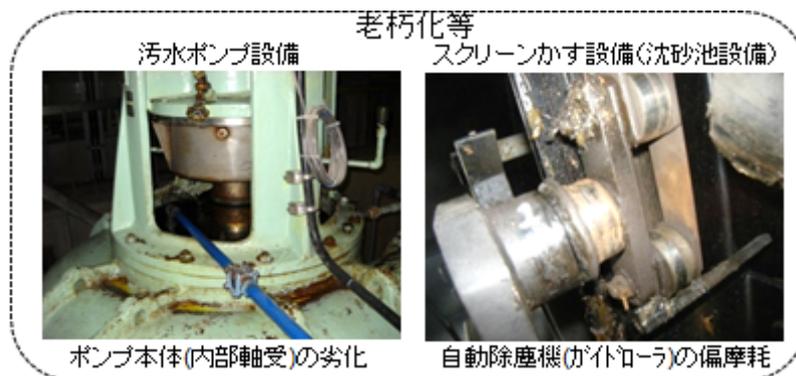


図 22 (参考) 処理場の機械設備の老朽化状況 ※出典：国土交通省 HP

第6章

投資・財政計画（収支計画）

6-1 投資・財源の試算条件

6-2 収益的収支の見通し

6-3 資本的収支の見通し

6-4 重要業績指標（KPI）

6-1. 投資・財源の試算条件

投資・財源計画（収支計画）は、は表 5 の条件で試算しました。

表 5 投資・財源試算の前提条件

項目			予測の前提条件
収益的 収支	収入	使用料収入	将来の有収水量×平均使用料単価により算出。
		営業収益 他会計負担金	雨水及びし尿処理の維持管理費及び資本費に係る基準内繰入金を指します。実績を踏まえた将来の見込みにより算出。
		その他	手数料を計上。R6年度予算値を一定で見込む。
	営業外収益	他会計補助金	他会計負担金以外の維持管理費及び資本費に係る基準内繰入金と基準外繰入金を指します。実績を踏まえた将来の見込みにより算出。
		長期前受金戻入	既存施設分は固定資産データから算出。 将来建設施設分については投資見込み及び財源内訳により算出。
	支出	営業費用 職員給与費	R6年度の予算値に人件費上昇率を乗じて算出。
		経費	実績を踏まえた将来見込みに物価上昇率を乗じて算出。
減価償却費		既存施設分は固定資産データから算出。 将来建設施設分については投資見込みにより算出。	
営業外費用	支払利息	既借入分については支払い予定額を計上。 将来借入分については起債償還計算により算出。	
資本的 収支	収入	企業債	建設改良費の財源として計上。
		他会計負担金	企業債償還金に係る基準内繰入金を指します。実績を踏まえた将来の見込みにより算出。
		他会計補助金	建設改良費及び企業債償還金に係る基準外繰入金を指します。実績を踏まえた将来の見込みにより算出。
		国(県)補助金	建設改良費の財源として計上。
		工事負担金	受益者負担金を指します。5百万円を一定で計上。
	支出	建設改良費	将来の建設計画に基づき計上。
		企業債償還費	既借入分については償還予定額を計上。 将来借入分については起債償還計算により算出。

6-2. 収益的収支の見通し

収益的収支の見通しは以下のとおりです。

単位：千円

区分		年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的 収入	1. 営業収益 (A)		139,472	146,421	154,004	165,363	168,112
	(1) 料金収入		124,066	127,969	131,808	143,376	146,762
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0	0
	(3) その他		15,406	18,452	22,196	21,987	21,350
	2. 営業外収益		206,038	220,335	240,755	273,442	274,170
	(1) 補助金		81,522	85,962	88,719	95,960	95,081
	他会計補助金		81,522	85,962	88,719	95,960	95,081
	その他補助金		0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入		124,516	134,373	152,036	177,482	179,089
	(3) その他		0	0	0	0	0
収入計 (C)		345,510	366,756	394,759	438,805	442,282	
収益的 支出	1. 営業費用		303,490	319,658	344,149	387,980	392,896
	(1) 職員給与費		32,664	33,089	33,519	33,955	34,396
	基本給		14,222	14,407	14,594	14,784	14,976
	退職給付費		2,127	2,155	2,183	2,211	2,240
	その他		16,315	16,527	16,742	16,960	17,180
	(2) 経費		72,582	73,511	74,450	87,691	88,817
	動力費		10,691	10,830	10,970	13,918	14,099
	修繕費		3,079	3,119	3,159	4,912	4,975
	材料費		0	0	0	0	0
	その他		58,812	59,562	60,321	68,861	69,743
(3) 減価償却費		198,244	213,058	236,180	266,334	269,683	
2. 営業外費用		41,817	46,895	50,407	50,571	49,132	
(1) 支払利息		41,817	46,895	50,407	50,571	49,132	
(2) その他		0	0	0	0	0	
支出計 (D)		345,307	366,553	394,556	438,551	442,028	
経常損益 (C)-(D) (E)		203	203	203	254	254	

第6章 投資・財政計画（収支計画）

単位：千円

区分		年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		171,182	174,117	177,418	176,149	174,643
	(1) 料金収入		150,479	154,064	158,019	159,510	159,130
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0	0
	(3) その他		20,703	20,053	19,399	16,639	15,513
	2. 営業外収益		274,271	276,721	277,611	281,787	281,388
	(1) 補助金		93,926	94,859	93,741	94,675	94,203
	他会計補助金		93,926	94,859	93,741	94,675	94,203
	その他補助金		0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入		180,345	181,862	183,870	187,112	187,185
	(3) その他		0	0	0	0	0
収入計 (C)		445,453	450,838	455,029	457,936	456,031	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		397,504	404,020	409,527	413,587	414,271
	(1) 職員給与費		34,843	35,295	35,754	36,217	36,688
	基本給		15,171	15,368	15,568	15,770	15,975
	退職給付費		2,269	2,298	2,328	2,358	2,389
	その他		17,403	17,629	17,858	18,089	18,324
	(2) 経費		89,959	91,114	92,283	93,465	94,664
	動力費		14,283	14,469	14,657	14,847	15,040
	修繕費		5,040	5,105	5,171	5,237	5,305
	材料費		0	0	0	0	0
	その他		70,636	71,540	72,455	73,381	74,319
(3) 減価償却費		272,702	277,611	281,490	283,905	282,919	
2. 営業外費用		47,695	46,564	45,248	44,095	41,506	
(1) 支払利息		47,695	46,564	45,248	44,095	41,506	
(2) その他		0	0	0	0	0	
支出計 (D)		445,199	450,584	454,775	457,682	455,777	
経常損益 (C)-(D) (E)		254	254	254	254	254	

6-3. 資本的収支の見通し

資本的収支の見通しは以下のとおりです。

単位：千円

区分		年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的 収入	1. 企業債	541,200	445,600	163,200	118,400	118,400	
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	
	3. 他会計補助金	55,517	77,194	78,683	80,543	80,370	
	4. 他会計負担金	26,086	34,206	41,223	50,206	50,664	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	
	6. 国（都道府県）補助金	602,500	495,200	127,200	81,700	81,700	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	9. その他	0	0	0	0	0	
計 (A)		1,230,303	1,057,200	415,306	335,849	336,134	
資本的 支出	1. 建設改良費	1,173,964	981,504	299,549	205,035	205,039	
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	
	2. 企業債償還金	174,145	188,008	204,214	218,538	220,535	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	
	5. その他	0	0	0	0	0	
計 (C)		1,348,109	1,169,512	503,763	423,573	425,574	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (C)-(A) (D)		117,806	112,312	88,457	87,724	89,440	

単位：千円

区分		年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的 収入	1. 企業債	135,600	118,200	116,500	2,000	164,600	
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	
	3. 他会計補助金	78,168	72,788	62,440	53,392	57,019	
	4. 他会計負担金	50,941	50,799	50,904	49,306	49,414	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	
	6. 国（都道府県）補助金	99,500	83,600	81,900	0	160,500	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	5,000	5,000	5,000	0	0	
	9. その他	0	0	0	0	0	
計 (A)		369,209	330,387	316,744	104,698	431,533	
資本的 支出	1. 建設改良費	244,482	209,080	205,254	343	345,618	
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	
	2. 企業債償還金	218,073	216,773	209,566	191,843	188,802	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	
	5. その他	0	0	0	0	0	
計 (C)		462,555	425,853	414,820	192,186	534,420	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (C)-(A) (D)		93,346	95,466	98,076	87,488	102,887	

6-4. 重要業績指標（KPI）

1. 下水道の接続促進による収入の確保

モニタリング指標	算式	R5年度実績	R7予測値	R11予測値	R16予測値	目標値	備考
下水道処理人口普及率 (%) (①÷②×100)	①処理区域内人口	13,030	13,628	15,796	17,029		予測値
	②行政区域人口	25,782	25,538	25,226	24,682		予測値
		50.5	53.4	62.6	69.0	100.0	
水洗化率 (%) (①÷②×100)	①水洗化人口	7,805	8,250	9,815	10,636		予測値
	②処理区域内人口	13,030	13,628	15,796	17,029		予測値
		59.9	60.5	62.1	62.5	62.5	
水洗化率向上のための広報		0	0	1	1	1	接続の説明パンフレットのリニューアルをR8に実施予定

2. 経営基盤の強化

モニタリング指標	算式	R5年度実績	R7予測値	R11予測値	R16予測値	目標値	備考
経費回収率 (%) ※ (①÷②×100)	①使用料収入	125,501	124,066	146,762	159,130		予測値
	②汚水処理費	135,757	124,066	146,762	159,130		予測値
		92.4	100.0	100.0	100.0	100.0	
広域化・共同化件数		0	0	2	2	2	梶山分区の統廃合をR10、し尿処理施設の共同化をR9に開始

※) R5年度実績は法適用前

3. 適切な改築・更新

モニタリング指標	算式	R5年度実績	R7予測値	R11予測値	R16予測値	目標値	備考
改築・更新実施の達成率 (%)	①改築・更新事業費 (実施)	-	0	98,215	487,361		計画値に対する達成率を評価します 各事業費は期間内の累計としています
	②改築・更新事業費 (計画)	-	0	98,215	487,361		
		-	-	100.0	100.0	100.0	

第7章

進捗管理

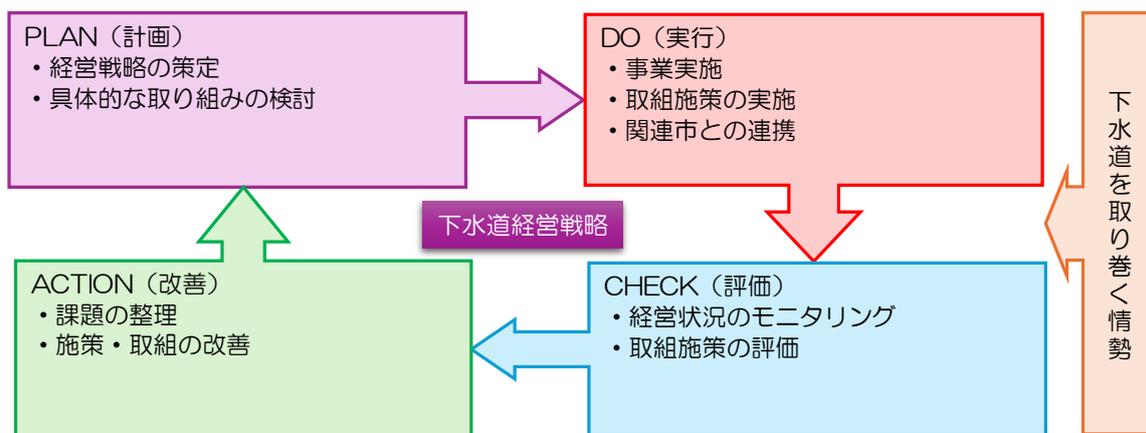
7-1 基本方針

7-2 モニタリング手法

7-3 経費回収率向上のためのロードマップ

7-1. 基本方針

経営戦略に基づく事業の推進に当たっては、PDCA サイクルに基づき、各種施策の実施進捗等を毎年度確認するとともに、概ね5年毎に蓄積した問題点や改善点を踏まえ本計画を見直していくことで、経営の効率化や安定的な事業運営を図ります。また、町内の人口や流入汚水量の動向・事業の経営状況・国庫補助の状況等、様々な情勢を鑑みて、必要に応じて本戦略の見直しを行います。



7-2. モニタリング手法

本経営戦略の達成状況を確認するため、「6-4. 重要業績指標（KPI）」に掲げた指標のほか、予測値と実績値を、財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）をもとに比較することでモニタリングを実施します（表6）。

なお、モニタリングの結果、予測を下回る場合は、原因分析を行い、次年度以降の改善につなげていきます。

表 6 財務諸表におけるモニタリング

単位：千円

	R07			R08		
	予測	決算	比較(誤差)	予測	決算	比較(誤差)
1 営業収益						
(1) 下水道使用料	124,066			127,969		
(2) 他会計負担金	15,304			18,350		
(3) 補助金	0			0		
(4) 受託工事収益	0			0		
(5) その他の営業収益	102			102		
営業収益計	139,472			146,421		
2 営業費用						
(1) 管渠費	7,402			7,487		
(2) ポンプ場	0			0		
(3) 処理場費	46,186			46,787		
(4) 受託工事費	0			0		
(5) 業務費	4,884			4,947		
(6) 総係費	35,469			35,927		
(7) 下水道船団方式事業負担金	11,305			11,452		
(8) 減価償却費	198,244			213,058		
(9) 資産減耗費	0			0		
(10) その他営業費用	0			0		
営業費用計	303,490			319,658		
営業利益	△ 164,018			△ 173,237		
3 営業外収益						
(1) 受取利息及び配当金	0			0		
(2) 他会計補助金	81,522			85,962		
(3) 長期前受金戻入	124,516			134,373		
(4) 引当金戻入	0			0		
(5) 雑収益	0			0		
営業外収益計	206,038			220,335		
4 営業外費用						
(1) 受取利息及び配当金	41,817			46,895		
(2) その他営業外費用	0			0		
営業外収益計	41,817			46,895		
営業外収益-営業外費用	164,221			173,440		
経常利益	203			203		
5 特別利益	0			0		
(1) 固定資産売却	0			0		
(2) 過年度損益修正益	0			0		
(3) その他	0			0		
6 特別損失	101			101		
(1) 過年度損益修正損	101			101		
(2) その他	0			0		
特別利益-特別損失	△ 101			△ 101		
当年度純利益	102			102		
前年度繰越利益剰余金	49,806			49,908		
その他未処分利益剰余金変動額	0			0		
当年度未処分利益剰余金	49,908			50,010		

7-3. 経費回収率向上のためのロードマップ^o

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

(1) ロードマップ

経営戦略については概ね5年ごとに、問題点や改善点を踏まえ見直しを行います。その際に経費回収率向上に向けた取り組みについて検討を行います。現状、公共下水道事業と農業集落排水事業の料金体系の相違があることから、当面は料金の統一化について検討を行います。また、経営状況のモニタリングにより必要に応じて適正な使用料の検討を行います。また、広域化・共同化や官民連携（PPP/PFI）手法について検討を進めることで経費の抑制の可能性について検討を行います。

表 7 経費回収率の向上に向けたロードマップ

項目 \ 年度	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間		経営戦略 計画期間（令和6年度改定）									
経営戦略見直し	◎					◎					◎
経営戦略計画期間（見直し後）							経営戦略 計画期間（令和11年度改定）				
使用料の検討					使用料統一化検討					使用料検討	
官民連携（PPP/PFI）導入		検討									

(2) 業務目標

1) 計画期間

・令和7（2025）年度 ～ 令和16（2034）年度の10年間

2) 取組内容

- ・経営戦略の定期的な見直し
- ・適正な使用料検討（農業集落排水事業との使用料体系統一化含む）
- ・官民連携（PPP/PFI）手法に係る検討の実施

3) 業務目標

・令和16年度の経費回収率90%以上の確保

(3) 業績目標の見通し

経営戦略策定期間である令和7～16年度の10年間における収支計画より、経費回収率の見通しは次のとおりとなります。中間年において実績を踏まえ使用料検討（使用料体系の統一化）を行うことで経費回収率90%以上の確保を目指します。

表 8 使用料単価・汚水処理原価及び経費回収率の推移

項目		年度										
		R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率 (A/B×100)	使用料単価(A) (円/m ³)	169.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3
	汚水処理原価(B) (円/m ³)	170.5	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3	175.3
		99.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※R06は予算値

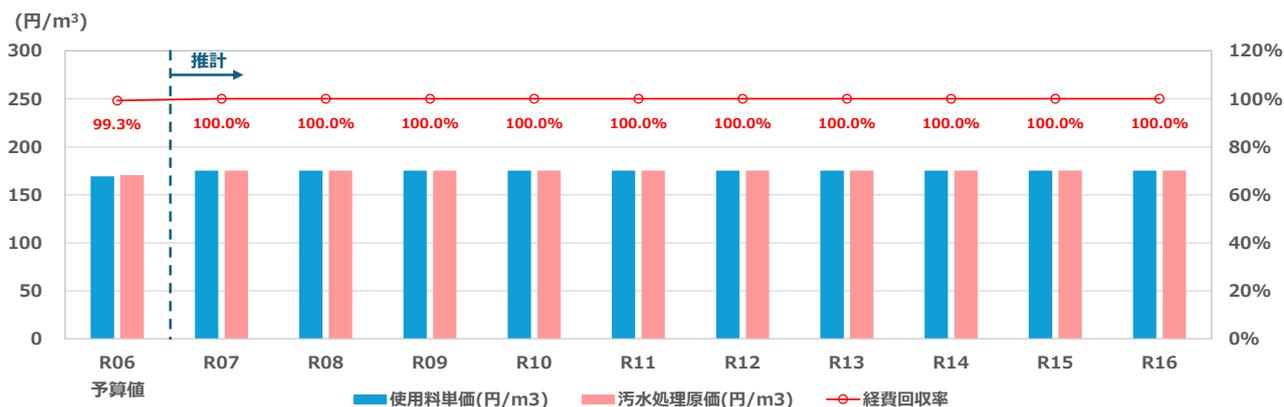


図 23 使用料単価・汚水処理原価及び経費回収率の推移

第8章

参考資料

8-1 総務省様式

8-2 用語集

8-1. 総務省様式

別添2-1

三股町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 三股町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (供用開始後20年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	34.5 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数		1	
処 理 場 数		1	
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	移動脱水車による共同汚泥脱水、集中監視制御及び水質検査の共同化を行ってきました。また、「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画」に基づき、農業集落排水・し尿処理施設の公共下水道への統廃合を進める予定と しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	排除汚水量に応じて支払額が変動する「従量料金制」を採用しています。また、1m ³ あたりの使用料は使用水量が多いほど大きくなる逦増制となっています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当する使用料体系はありません。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当する使用料体系はありません。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,080 円(税抜)	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,841 円(税抜)
	令和4年度	3,080 円(税抜)		令和4年度	3,867 円(税抜)
	令和5年度	3,080 円(税抜)		令和5年度	3,762 円(税抜)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	4名体制(損益勘定職員:0名、資本勘定職員:4名)で運営しています。
事業運営組織	<p>本事業に関する組織体制は下図のとおりです。</p> <pre> graph LR Mayor[町長] --- Section[環境水道課] Section --- Safety[環境保全係] Section --- Sewerage[下水道係] Section --- Water[上水道係] Section --- Sanitation[衛生センター係] </pre> <p>※R6以降は着色箇所が対象となる。ただし、環境水道課は課長が対象となる(兼務であるため)。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	供用開始より処理場の管理・運転・水質・保守等を一括して民間委託しています。処理施設の管理を都城北諸清掃公社に委託しています。徴収事務委託については上水道係と上水道料金をあわせて徴収するシステムをとっています。
	イ 指定管理者制度	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。
	ウ PPP・PFI	現在は導入していませんが、今後検討していきます。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添のとおりです。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

<p>事業計画で採用している予測人口(人口問題研究所・H30.3予測)及び事業ごとの人口内訳比率により行政人口の予測を行っています。</p> <p>行政人口は緩やかな減少傾向となりますが、新規整備の進捗により処理区域内人口は増加します。</p> <p>令和10年度に処理区域内人口が増加しているのは、令和10年度に農業集落排水事業の梶山地区を本事業に編入することを見込んでいたためです。</p>	処理区域内人口(人)		
	R05決算	13,030	
	R06予算	13,266	
	R07	13,628	
	R08	14,033	
	R09	14,437	
	R10	15,407	
	R11	15,796	
	R12	16,184	
	R13	16,547	
	R14	16,906	
	R15	17,091	
	R16	17,029	

(2) 有収水量の予測

<p>処理区域内人口に水洗化率を乗じて水洗化人口を算定しました。水洗化率は毎年度0.1%の上昇を見込んでいます。</p> <p>算定した水洗化人口に汚水処理原単位(過年度実績平均より設定)を乗じることの有収水量を算定しました。処理区域内人口の増加や水洗化率の上昇に応じて、有収水量は増加する予測となります。</p>	年間有収水量(m ³)		
	R05決算	667,129	
	R06予算	689,544	
	R07	707,735	
	R08	730,000	
	R09	751,900	
	R10	819,108	
	R11	838,405	
	R12	859,575	
	R13	880,015	
	R14	902,556	
	R15	911,040	
	R16	908,850	

(3) 使用料収入の見通し

<p>有収水量に使用料単価を乗じて算定しました。使用料単価は過年度実績平均より設定しています。</p>	使用料収入(千円)		
	R05決算	117,687	
	R06予算	116,726	
	R07	124,066	
	R08	127,969	
	R09	131,808	
	R10	143,376	
	R11	146,762	
	R12	150,479	
	R13	154,064	
	R14	158,019	
	R15	159,510	
	R16	159,130	

(4) 施設の見直し

・管路施設は最も古いもので供用開始後20年であるため、老朽化の兆候は見られません。点検・調査による状態監視を続けます。
 ・処理場施設(主に機械・電気設備)は耐用年数を超過するものがあるため、時間計画的に更新を行います。

(5) 組織の見直し

令和5年度時点において、4名体制であり、類似団体と比較しても少人数での運営となっています。専門性を考慮した人員配置や上下水道間の連携、民間委託による職員負担の軽減方策を検討を進めることとし、当面は現状の組織体制で事業運営を行う予定とします。

3. 経営の基本方針

1. 下水道の接続促進による収入の確保

下水道の施設整備や、事業運営に係る維持管理費が増大している中、財源の確保は必須となります。その中でも、下水道使用料収入は事業の根幹となる財源です。
 しかしながら、下水道使用料収入は伸び悩んでおり、これは水生化率の低さ(令和5年度で59.9%)が要因と言えます。このため、広報活動等による周知により確実な収入確保に努めます。

2. 経営基盤の強化

これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率化を図りつつ、将来的には包括的民間委託等により更なる効率化を検討し、徹底したコスト削減に努めていきます。また、広域化・共同化計画で位置づけられている施設の統廃合を実施することで、スケールメリットを生かした維持管理を行い、維持管理費の縮減に努めます。また、国庫補助金や企業債の的確な調達や一般会計との負担区分の適正化を図ります。
 さらに、今後はW-PPP(ウォーターPPP)による補助事業の活用等も考慮する必要があります。

3. 適切な改築・更新

処理場施設は供用開始後20年が経過し、機械・電気設備は更新の時期を迎えています。設備の不具合発生によるリスク回避を前提とし、事業費の平準化を行いつつ、適切な改築・更新を実施します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道の普及と施設の健全性を維持するため、新規整備費と改築・更新事業費を計上します。また、広域的な下水処理のため、農業集落排水事業の梶山地区の受け入れを予定しています。
-----	--

・建設改良費は、管路施設の新規整備と処理場の改築・更新費を見込んでいます。令和15年度に新規整備は完了できるように管路整備費用を見込んでいます。また、処理場は主に機械・電気設備の更新費を見込んでいます。また、梶山地区の編入に係る費用を見込んでいます。
 ・将来の企業債償還費が増大しないよう、事業費は極力平準化しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	1. 収益的収支に関する財源の目標 ・主に使用料収入、他会計補助金(一般会計繰入金)を計上しています。 ・経費回収率の改善を目標とし、普及率・接続率向上による使用料収入の増加検討を行っています。 2. 資本的収支に関する財源の目標 交付金事業を活用し、財源を確保します。建設改良費の財源として、国庫補助金・企業債・他会計補助金(一般会計繰入金)を計上しています。
-----	---

1. 収益的収支に関する財源の説明

(1) 使用料収入

・令和15年度に整備完了、接続率は毎年度0.1%の増加を見込むことで、使用料収入の増加を見込んでいます。

(2) 他会計補助金

・営業収益として雨水処理負担金を基準内繰入金で計上しています。
 ・営業外収益として高資本費対策経費等の基準内繰入金を計上しています。

2. 資本的収支に関する財源の説明

・建設改良費(管渠・処理場の整備費用及び事務費)の財源として、企業債・国庫補助金・他会計補助金(一般会計繰入金)を計上しています。
 ・他会計負担金(企業債償還金に係る基準内繰入金)を計上しています。
 ・他会計補助金(建設改良費及び企業債償還金に係る基準外繰入金)を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・主に処理場の維持管理費を計上しています。
 ・処理場の維持管理費は、過年度実績の平均値や直近の決算値・予算値を参考として設定し、物価上昇率を考慮して計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	し尿処理場の統合を進めています。 統合により汚水処理に要する経費の削減に取り組みます。
投資の平準化に関する事項	今後はより改築・更新需要は高まることが予想されます。 早い段階からストックマネジメント計画を策定することで、改築・更新事業費の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	町の課題に適した業務内容の選定や連携手法について検討を進めます。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料改定は予定していませんが、農業集落排水事業と料金体系が異なることから、統一化の必要性について検討を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	・引き続き、交付金事業の活用や交付税措置といった経営上有利となる起債を発行することで、適切な財源確保を検討していきます。 ・広報活動等による周知や滞納整理を行い、水洗化率の向上による財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	町の課題に適した業務内容の選定や連携手法について検討を進めます。
職員給与費に関する事項	職員の負担軽減の解消や技術伝承等を考慮した人員構成とし、職員数に増減がある場合は必要に応じて費用を見込んでいきます。
動力費に関する事項	統廃合による効率的な下水処理を目指し、経費削減に努めます。
薬品費に関する事項	同上
修繕費に関する事項	リスクや老朽具合に応じた優先順位に基づき、適切に費用を見込みます。
委託費に関する事項	業務効率化による経費削減に努めます。
その他の取組	災害等の緊急時の対応力の向上に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略に基づく事業の推進に当たっては、PDCA サイクルに基づき、各種施策の実施進捗等を毎年度確認するとともに、概ね5年毎に蓄積した問題点や改善点を踏まえ本計画を見直ししていくことで、経営の効率化や安定的な事業運営を図ります。また、町内の人口や流入汚水量の動向・事業の経営状況・国庫補助の状況等、様々な情勢を鑑みて、必要に応じて本戦略の見直しを行います。
---------------------	--

法非適用分 (令和5年度まで) 1/2

区分	年度	(単位:千円, %)											
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和06年度 (本年度)	令和07年度 (2025)	令和08年度 (2026)	令和09年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
収益	1 総 収 益 (A)	225,763	236,897										
	(1) 営 業 収 益 (B)	131,174	131,585										
	ア 料 金 収 入	125,090	125,501										
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0										
	ウ その他	6,084	6,084										
	(2) 営 業 外 収 益	94,589	105,312										
	ア 他 会 社 計 績 収 入 金	90,419	100,892										
	イ その他	4,170	4,420										
	2 総 費 用 (D)	99,208	102,790										
	(1) 営 業 費 用	67,421	70,136										
ア 職 員 給 与 費	0	0											
イ うち 退 職 手 当	0	0											
イ その他	67,421	70,136											
(2) 営 業 外 費 用	31,787	32,654											
ア 支 払 利 息	31,787	32,654											
イ うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0											
イ その他	0	0											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	126,555	134,107											
1 資 本 的 収 入 (F)	384,452	916,784											
(1) 地 方 資 本 費 平 準 化 債 権	173,000	468,900											
(2) 他 会 社 計 補 助 金	35,497	75,734											
(3) 他 会 社 計 借 入 金	0	0											
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0											
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	156,750	362,200											
(6) 工 事 負 担 金	7,868	5,177											
(7) そ の 他	11,337	4,773											
2 資 本 的 支 出 (G)	510,324	859,249											
(1) 建 設 改 良 費	367,519	708,350											
うち 職 員 給 与 費	20,025	20,764											
(2) 地 方 債 権 還 金 (H)	136,248	147,543											
(3) 他 会 社 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0											
(4) 他 会 社 計 へ の 繰 出 金	6,557	3,356											
(5) その他	0	0											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 125,872	57,535											

法非適用分 (令和5年度まで) 2/2

区分	年度	(単位:千円、%)													
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	令和06年度 (本年度)	令和07年度 (2025)	令和08年度 (2026)	令和09年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)
収支再差引	(E)+(I)	683	191,642												
積立金	(K)	0	0												
前年度からの繰越金	(L)	21,384	22,067												
前年度繰上充用金	(M)	0	0												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	22,067	213,709												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	18,710	40,184												
実質収支	(P)	3,357	173,525												
(N)-(O)	(Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	96	95												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足金の不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	131,174	131,585												
地方財政法による不足額の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した不足額の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した事業の親の親	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の親	(V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
他会計借入金残高	(X)	2,687,571	3,067,627												
○他会計繰入金															
区分	年度	(単位:千円)													
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	令和06年度 (本年度)	令和07年度 (2025)	令和08年度 (2026)	令和09年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)
収益的収支分		90,419	100,892												
うち基準内繰入金		90,419	100,892												
うち基準外繰入金		0	0												
資本的収支分		35,497	75,734												
うち基準内繰入金		7,690	7,600												
うち基準外繰入金		27,807	68,134												
合計		125,916	176,626												

法適用分(令和6年度以降) 1/2

区分	年度												(税抜、単位:千円、%)
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	令和06年度 (本年度)	令和07年度 (2025)	令和08年度 (2026)	令和09年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	
収入													
1. 営業収入			120,866	139,472	146,421	154,004	158,070	160,964	164,220	167,217	170,624	169,498	168,116
(1) 売上収入			116,726	124,066	127,969	131,808	136,083	139,614	143,517	147,164	151,225	152,859	152,603
(2) 受託工事収入			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他			3,840	15,406	18,452	22,196	21,987	21,350	20,703	20,053	19,399	16,639	15,513
2. 非営業収入			218,366	206,038	220,335	240,755	242,504	249,952	243,059	245,371	245,587	249,610	249,079
(1) 補助金			98,943	81,522	88,719	88,719	88,422	87,240	85,737	86,445	85,048	85,657	84,892
(2) 補助金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他			119,398	124,516	134,373	152,036	154,082	157,712	157,922	158,932	160,539	163,953	164,187
収入合計			239,764	263,948	270,794	294,740	302,152	310,876	307,173	312,594	311,163	313,451	312,303
支出													
1. 営業支出			338,932	345,510	366,756	394,759	400,574	403,916	407,279	412,594	416,211	419,108	417,195
(1) 職員給与			296,626	303,490	319,658	344,149	350,623	355,381	360,157	366,579	371,495	375,520	376,171
(2) 経費			32,244	32,664	33,089	33,519	33,955	34,396	34,843	35,295	35,754	36,217	36,688
(3) 減価償却費			14,039	14,222	14,407	14,594	14,784	14,976	15,171	15,368	15,568	15,770	15,975
(4) 退職給付			2,100	2,127	2,155	2,183	2,211	2,240	2,269	2,298	2,328	2,358	2,389
(5) その他			16,105	16,315	16,527	16,742	16,960	17,180	17,402	17,629	17,858	18,089	18,324
(6) 力			85,201	72,582	73,511	74,450	75,402	76,370	77,350	78,342	79,346	80,362	81,392
(7) 修繕費			10,854	10,681	10,830	10,970	11,112	11,257	11,404	11,553	11,703	11,855	12,009
(8) 材料費			2,303	3,079	3,119	3,159	3,200	3,241	3,283	3,325	3,368	3,411	3,455
(9) その他			72,344	58,812	59,562	60,321	61,090	61,872	62,663	63,464	64,275	65,096	65,928
(10) 減価償却費			179,181	198,244	213,068	236,180	241,266	244,615	247,964	252,942	256,395	258,941	258,091
(11) 営業外費用			42,078	41,817	46,895	50,407	49,748	48,332	46,919	45,812	44,513	43,395	40,821
(12) 支払利息			42,078	41,817	46,895	50,407	49,748	48,332	46,919	45,812	44,513	43,395	40,821
(13) その他			338,704	345,307	366,533	394,556	400,371	403,713	407,076	412,391	416,008	418,905	416,992
支出合計			477,166	491,827	513,369	539,315	545,945	551,828	556,253	560,985	565,019	568,306	571,087
経常利益			(137,402)	(127,879)	(142,575)	(144,575)	(143,793)	(141,052)	(149,080)	(148,391)	(153,856)	(154,858)	(158,686)
特別利益			5,000	0	0	0	203	203	203	203	203	203	203
特別損失			101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
繰越利益			4,899	△101	△101	△101	△101	△101	△101	△101	△101	△101	△101
当年度純利益(又は純損失)			5,127	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
繰越利益剰余金又は累積欠損金			276,884	276,786	278,888	276,890	277,093	277,194	277,296	277,398	277,500	277,603	277,705
流動資産			19,211	19,211	19,211	19,211	19,211	19,211	19,211	19,211	19,211	19,211	19,211
流動負債			487,957	489,931	487,445	486,121	478,889	461,125	458,059	448,682	448,784	452,160	446,283
うち建設改良費			216,870	218,844	216,358	215,034	207,802	190,038	186,972	177,575	177,697	181,073	175,196
うち一時借入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未払金			271,087	271,087	271,087	271,087	271,087	271,087	271,087	271,087	271,087	271,087	271,087
累積欠損金比率			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不													
営業収益一受託工事収益			120,866	139,472	146,421	154,004	158,070	160,964	164,220	167,217	170,624	169,498	168,116
地方財政法による資金不足の比率													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額													
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模													
健全化法第22条により算定した資金不足比率													

法適用分(令和6年度以降) 2/2

区分	年度										前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	令和6年度 (本年度)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)			
	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計																
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			471,800	541,200	443,600	163,200	118,400	118,400	118,400	118,400	116,800	116,800	2,000	164,600		
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			96,158	55,517	77,194	78,683	80,543	80,543	80,543	80,543	62,440	62,440	53,392	57,019		
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			7,520	26,086	34,206	41,223	50,206	50,206	50,206	50,206	50,904	50,904	49,306	49,414		
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			536,550	602,500	495,200	127,200	81,700	81,700	81,700	81,700	82,800	81,900	81,900	0	160,500	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			6,138	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	0	0
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			1,117,966	1,230,303	1,057,200	415,306	335,849	335,849	335,849	335,849	328,882	316,744	104,698	431,533		
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			1,117,966	1,230,303	1,057,200	415,306	335,849	335,849	335,849	335,849	328,882	316,744	104,698	431,533		
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			1,056,561	1,173,984	981,504	299,549	205,039	205,039	205,039	205,039	205,039	205,039	205,039	205,039	343	345,618
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			158,478	174,145	188,008	204,214	216,870	216,870	216,870	216,870	216,870	216,870	216,870	216,870	216,870	216,870
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			1,215,039	1,348,109	1,169,512	503,763	421,905	421,905	421,905	421,905	421,905	422,549	413,056	190,381	532,590	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			97,073	117,806	112,312	88,457	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			97,073	117,806	112,312	88,457	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			97,073	117,806	112,312	88,457	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	86,056	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			3,380,675	3,747,720	4,005,222	3,964,308	3,865,838	3,865,838	3,865,838	3,865,838	3,865,838	3,495,202	3,495,202	3,307,862	3,285,490	

〇他会計繰入金

区分	年度										前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	令和6年度 (本年度)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	
	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計														
収益	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			102,681	96,826	104,312	110,813	110,307	110,307	110,307	106,338	104,345	102,194	100,303	
収益	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			103,678	81,603	111,400	119,906	130,749	130,749	130,749	129,109	113,944	102,698	106,433	
収益	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			7,520	26,086	34,206	41,223	50,206	50,206	50,206	50,941	50,904	49,306	49,414	
収益	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			96,158	55,517	77,194	78,683	80,543	80,543	80,543	80,543	78,168	72,683	53,392	57,019
収益	1. うち	2. 他	3. 他	4. 他	5. 他	6. 国	7. 国	8. 工	9. 他	計			206,359	178,429	215,712	230,719	241,056	241,056	241,056	235,447	217,889	204,892	206,736	

8-2. 用語集

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
あ行		
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、マンホールポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成	14
一般会計繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金(市民の税金)のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰入金」と呼ぶ。	13
汚水処理費	維持管理費及び資本費の内、汚水処理に要した経費	19
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1㎡あたり、どれくらいの経費が汚水処理費に要するかを見る指標で、低い方がよい。	38 (表8内)
か行		
改築・更新	既存の施設の老朽化等により、施設の全部または一部(修繕に該当するものを除く)の再建設あるいは取替えを行うこと。	22
官民連携 (PPP/PFI) 手法	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など、様々な方式があります。これをPPP (Public Private Partnership) と呼ぶことから、PPP/PFIと呼称する場合もある。	26
公営企業会計	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生の実に基づいて経理し(発生主義)、その年度の事業活動に係るもの(収益的収支)と翌年度以降の事業活動の基になるもの(資本的収支)とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。	2
企業債償還費	建設などの資産取得の財源として起こされた企業債に対する返済費用	17
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。赤字補てんのための繰入金。	18
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。具体的には雨水処理費・分流式下水道に要する経費・高資本費対策に要する経費・下水道事業債(特別措置分)の元利償還金を計上している。	18
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式)使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)	19
経費の負担原則	地方公営企業法(第17条の2:経費の負担原則)により「地方公営企業の経費は、一般会計で負担すべきものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。水道、下水道事業のなかで、一般会計が負担すべき事業も行うため、これらの経費に料金を充ててはならない。」	2
減価償却費	固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。管路や設備等の資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上する。	29 (表5内)

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
さ行		
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行なう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出とその財源となる収入。	29 (表5内)
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。	29 (表5内)
従量料金制	下水道利用水量に応じて料金を決める方法	11
重要業績指標 (KPI)	中長期的な見通しを持った計画として、重点目標を実現する政策パッケージごとに進捗を示すための指標 (KPIはKey Performance Indicatorの略。)	33
処理区域内人口	下水道に接続可能な区域内の人口	6
進捗率	下水道全体計画に対する処理区域内人口の割合	7
水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。	7 (図4内)
水洗化率	下水道の処理区域内人口に対して、水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合 (算式)水洗便所設置済÷人口処理区域内の行政人口	7
た行		
長期前受金戻入	減価償却が資産取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源 (国庫補助金・受贈財産評価額・県補助金・工事負担金) を収益として割り振ること。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はない。	29 (表5内)
や行		
有収水量	使用料徴収の対象となる水量	11
ら行		
利子	建設などの資産取得の財源として起こされた企業債に対する返済時の利子	17 (図15内)

